市民や事業者の責務

・犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市や関係機関等が行う施策に協力するよう努めてください。

・事業者は、犯罪被害者等の就労及び勤務について配慮に努めてください。

犯罪被害にあわれた方に見舞金を支給します

・遺族見舞金（犯罪行為により死亡した方の遺族）　：３０万円

・傷害見舞金（犯罪被害により一定の療養を要した方）：１０万円

※一定の療養とは、療養期間１月以上かつ３日以上の入院（精神疾患においては療養期間１月以上かつ３日以上労務に服することができない程度）

問い合わせ：吉川市危機管理課　犯罪被害者支援総合的対応窓口

電話　**０４８－９４０－１０７２**

相談窓口

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

埼玉県、埼玉県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センターの３機関が連携し犯罪被害者、ご家族、ご遺族を支援します。

電　話　　**０１２０－７３５－００１**

受付日時　月～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

吉川市犯罪被害者支援総合的対応窓口（危機管理課内）

お話を聞き、市役所関係部署や埼玉県、埼玉県警察等、適切な支援機関におつなぎします。また、見舞金の支給窓口もこちらです。

電　話　　**０４８－９４０－１０７２**

受付日時　月～金曜日 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

アイリスホットライン　※性被害に関する相談はこちら

（公社）埼玉犯罪被害者援助センターが開設している相談窓口です。

性犯罪の被害に遭われた方や、そのご家族の相談に応じます。

電　話　　**０１２０－３１－８３４１**

受付時間　２４時間３６５日いつでも相談できます。

事業者のみなさまへ

吉川市犯罪被害者等支援条例を制定しました

（令和7年4月1日施行）



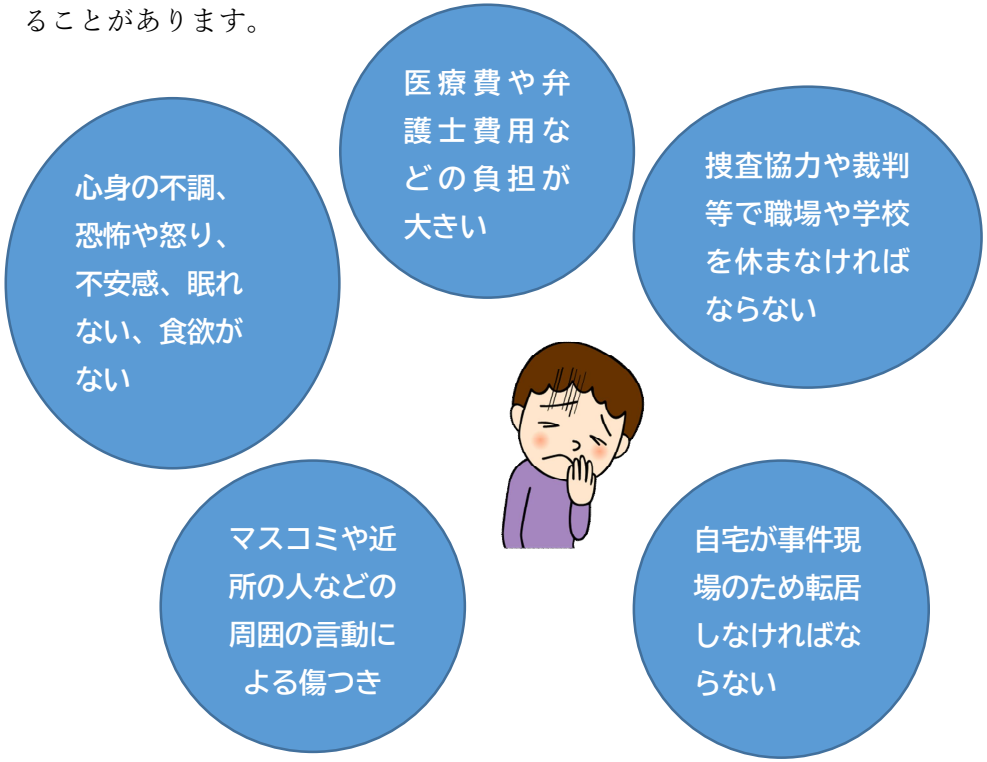
吉　川　市

問い合わせ：吉川市危機管理課　犯罪被害者支援総合的対応窓口

電話　０４８－９４０－１０７２

ある日突然、誰もが犯罪の被害に遭う可能性があります

犯罪の被害にあうと、生活やこころと身体にさまざまな影響があらわれることがあります。



仕事を続けながら損害回復を図るためには、職場の配慮や支えが必要です

周りに犯罪被害にあわれた方がいた場合は、被害にあわれた方の責任を問うような言葉や、回復を焦らせるような言葉を避け、犯罪被害にあわれた方やそのご家族の気持ちに寄り添って話に耳を傾けてください。

また、会社などにおいては、裁判等への出席や心身を休めるための休暇取得の配慮に努めてください。

二次的被害が生じることが無いように周りの方の配慮をお願いします

犯罪被害にあわれた方やそのご家族は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周りの人の配慮に欠けた言動や対応により、大きな精神的ダメージを受け、日常生活に支障がでたり、立ち直りが遅れるケースも少なくありません。

二次的被害が生じることのないように配慮をお願いします。

吉川市では犯罪被害者等支援条例を制定しました。（令和７年４月１日施行）

条例では、犯罪被害者の方とその遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を定めることで犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

基本理念（要約）

・すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。
・犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行います。
・犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮し、犯罪被害者等の個人情報が適切に取り扱われるよう最大限配慮します。